

平成 23 年 12 月 6 日

四條畷市議会議長  
大川 泰生 様

議員定数及び報酬等特別委員会  
委員長 小 原 達 朗

「議員定数及び報酬等特別委員会」の最終報告について

標記の件について、下記のとおりご報告致します。

## 記

### 1 はじめに

本特別委員会は、議員に係る定数、報酬、政務調査費及び審議会委員報酬について調査研究するため平成 23 年第 2 回定例会（平成 23 年 6 月 23 日）において設置され、11 月 29 日の最終回まで 9 回開催しました。

これまでの議論を取りまとめ、報告致します。

### 2 中間報告までの経過

#### ①第 1 回特別委員会

平成 23 年 6 月 23 日、第 1 回の議員定数及び報酬等特別委員会が開催され、正副委員長の互選、及び閉会中の継続審査に付することについての協議が行われました。

#### ②第 2 回特別委員会

平成 23 年 7 月 26 日に開催された第 2 回の特別委員会では、今後の運営方法などが協議され、その中で、本特別委員会は、毎月 2 回を目途に開催することとし、少しでも多くの市民が傍聴しやすいように、そのうち 1 回は月末の午後 7 時からの開催とすることなどを確認しました。

また、次回の会議では議員に係る審議会等委員報酬についての検討を行うこととなりました。

#### ③第 3 回特別委員会

平成 23 年 8 月 30 日午後 7 時から開催された第 3 回の特別委員会では、議員に係る審議会等委員報酬についての検討が行われ、議員が委嘱を受けて就任する審議会等の附属機関のうち、報酬が支給されるものについては議員報酬との重複であるとの観点から、審議会委員等の職を兼ねる議員については、その職に係る報酬は支給しないこととすることが、確認され、

それに伴う条例改正等の取扱いについては、会派代表者会議に委ねること  
で決定をみました。

また、次回の会議では、議員定数、議員報酬及び政務調査費の残り 3 項  
目のうち、議員定数について検討することとなりました。

#### ④第 4 回特別委員会

平成 23 年 9 月 13 日に開催された第 4 回の特別委員会では、議員定数に  
ついての意見が出され、議員定数は現在の 16 人から 4 人減の 12 人とす  
る案、2 人減の 14 人とする案及び現状維持とする案が、それぞれ委員か  
ら提案されました。

次回は、提案された各定数案について、さらに議論を深めることとなり  
ました。

### 3 中間報告

平成 23 年 9 月 21 日付けで、議長あて中間報告書を提出し、同日開催さ  
れた第 3 回定例会の会議において、委員長報告を行いました。

また、第 3 回の特別委員会で確認された議員が兼ねる審議会委員の報酬  
を不支給とすることを受け、会派代表者全員の連名により、特別職の職員  
で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条  
例が提出され、全会一致で議決されましたことは、すでにご承知のとおり  
です。

### 4 中間報告以降の経過

#### ⑤第 5 回特別委員会

平成 23 年 9 月 27 日に開催された第 5 回の特別委員会では、前回第 4 回  
と同様、現在の 16 人から 4 人減の 12 人とする案、2 人減の 14 人とす  
る案及び現状維持とする案の 3 案で、意見が分かれ、まとまらなかったた  
め、その旨議長に報告し、その後の取扱いについては、会派代表者会議に  
委ねることとなりました。

#### ⑥第 6 回特別委員会

平成 23 年 10 月 13 日に開催された第 6 回の特別委員会では、議員報酬  
のあり方について議論がありました。

委員から会津若松市議会の議員報酬モデルにより、試算することの提案  
があり、事務局が資料を作成して、次回の会議で示すこととなりました。

#### ⑦第 7 回特別委員会

平成 23 年 10 月 27 日に開催された第 7 回の特別委員会では、前回の会  
議で、委員から要求があり今回配付された会津若松市議会の議会制度検討  
委員会で算定された議員報酬モデル（以下「モデル」という。）により試  
算した結果をもとに議論がなされました。

その結果、同議員報酬モデルには、議員活動の実態が十分反映されておらず活動日数が過少に算定されていることから、これは参考とならないとする意見が過半を占めるに至り、次回 11 月 17 日に開催予定の第 8 回の特別委員会で、持ち帰って検討した結果をもとに、さらに議員報酬について検討することとなりました。

#### ⑧第 8 回特別委員会

平成 23 年 11 月 17 日に開催された第 8 回の特別委員会では、まず前回の会議で、具体的な議員報酬額については、持ち帰って検討したいと発言した委員から検討結果を求めました。

その結果、議員報酬についての各会派の意見は、

(1) 30%減額で 1 年の時限措置

(2) 今任期中に限り現状維持

(3) 期限については持ち帰って検討するが、現状維持

の 3 つの意見に集約され再度持ち帰り、次回 11 月 29 日に開催予定の第 9 回の特別委員会で、持ち帰って検討した結果をもとに、さらに議員報酬について検討することとなりました。

#### ⑨第 9 回特別委員会

平成 23 年 11 月 29 日に開催された第 9 回の特別委員会では、前回の会議で、議員報酬について集約された意見を持ち帰って検討した結果をもとに、再度協議を行った結果、議員報酬の見直しについての各会派の意見は、

(1) 現在の 5%減額措置は平成 23 年度限りとする。

(2) 今任期中は現在の 5%減額措置とする。

の 2 つの意見に集約され、今後の取扱いについては会派代表者会議に委ねることとなりました。

次に、本特別委員会に付託されました調査研究項目の最後である政務調査費についての検討に入り、その結果は、

(1) 現状維持の月額 4 万円

(2) 25%減の月額 3 万円

の 2 つ意見に集約され、今後の取扱いについては会派代表者会議に委ねることとなりました。

本特別委員会に付託された議員定数、報酬、政務調査費及び審議会委員報酬についての調査研究は、これをもって、すべて終了し、議員定数及び報酬等特別委員会は閉会することと致しました。

以上をもちまして、これまで全 9 回にわたって開催して参りました本特別委員会における調査研究結果の最終報告と致します。